

～避難所運営委員会の皆さまへ～

「松本市避難所運営活動補償制度」のご案内

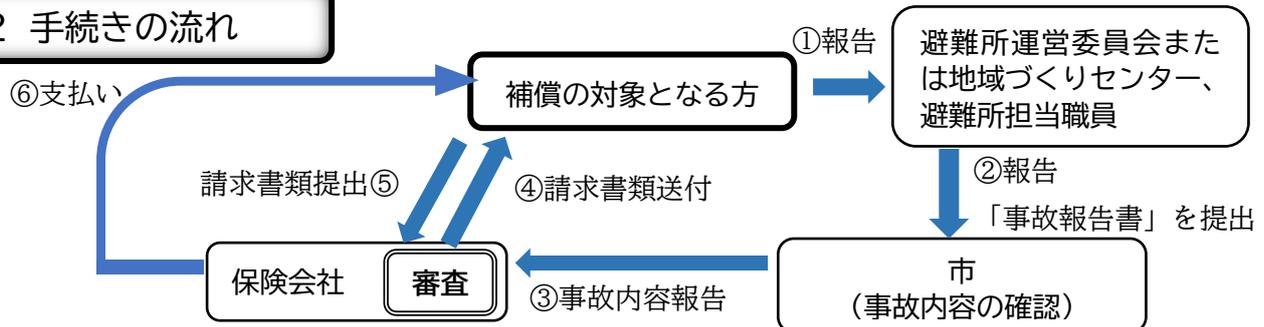
この制度は、災害時における避難所運営活動を安心して行っていただけるよう、市が保険会社と契約を締結し、万が一の事故に備える補償制度です。事前に「避難所運営委員会」の「活動者」として報告された下記の方を補償の対象とします。

活動者は随時、追加・変更可能です。(市への報告が必要)

1 補償の対象となる方とその活動

対象となる方	対象となる活動	例
避難所運営活動の活動者 災害時に、避難所運営活動に従事する役割が決まっている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設支援・運営支援 ・ 災害時の避難誘導・安否確認 ・ 出火防止・初期消火 ・ 負傷者の救出、救護 ・ 情報の収集伝達 ・ 避難生活の指導 ・ 飲料水、食料等の配分、炊き出し、給水活動 ・ 他地域への応援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動中に、強風による倒木、落下物などにより怪我をした。 ・ 活動する場所に向かう途中で転倒して怪我をした。 ・ 活動中に、人に怪我をさせてしまった。 ・ 活動中に、避難者の所持品を誤って壊してしまった。

2 手続きの流れ



No.	手続き事項等 ()内は、実施する者	詳細
①	避難所運営委員会または地域づくりセンター、避難所担当職員へ事故発生報告 (補償の対象となる方)	事故発生について、避難所運営委員会または地域づくりセンター、避難所担当職員へ報告してください。 ※避難所運営委員会がない場合は、直接市へ報告
②	「事故報告書」を市へ提出 (避難所運営委員会または地域づくりセンター、避難所担当職員)	事故の状況を確認しますので、事故の日から20日以内に、裏面の「事故の報告先」まで報告してください。 【報告内容】 ・ 事故の発生の日時・場所・状況・活動内容 ・ 往復途上の場合は活動場所までの経路図や経過など ・ 財物賠償の場合は写真、事故内容など
③	事故内容を保険会社へ報告 (市)	事故の内容を確認した上で保険会社へ報告します。必要に応じて第三者に証明いただくことがあります。
④	審査後、請求書類を送付 (保険会社)	保険会社による審査の結果、保険の対象となる場合には、保険会社から被保険者ご本人へ送付します。
⑤	請求書類を保険会社へ提出 (補償の対象となる方)	事故の状況等を記入いただき、必要書類を添付のうえ、治療終了後 (賠償責任事故の場合は速やかに) 返送してください。
⑥	補償金の支払い (保険会社)	保険会社から、補償金の支払い決定通知があります。

